

平成 29 年度 事業計画書

1 農地中間管理事業等農地関連事業（実施事業等会計 1）

大阪府では、農業従事者の高齢化、担い手不足や農地の遊休化が大きな課題となっている。公社は、農地中間管理機構として、国や大阪府の農業施策と一体となり、関係機関と連携して農地の有効活用、農空間の保全の取組みを推進する。

(1) 農地中間管理事業

① 事業推進方針

一般財団法人大阪府みどり公社（以下「機構」という。）が行う平成 29 年度の農地中間管理事業（以下「機構事業」という。）は、大阪府が策定した基本方針及び「農地中間管理事業規程」に則り、担い手への農地の集積と集約を推進するとともに、遊休農地の解消及び未然防止に努め、大阪府域における農空間の保全・活用に資することをめざす。

また、事業の推進にあたっては、大阪府の条例や新たなおおさか農政アクションプラン（以下「プラン」という。）をはじめ、大阪府や市町村の農業施策、各地域の「人・農地プラン」等の内容を踏まえ、地域の農業が将来にわたり発展するよう留意しながら実施する。

② 事業目標

平成 29 年度の農地貸借の面積は、基本方針により 15ha 以上を目標とする。

また、プランの目標達成に向け、機構としての役割を果たしていく。

③ 関係機関との連携

・大阪府が農政室及び農と緑の総合事務所で立ち上げた農地中間管理事業プロジェクトチームと連携し、府と機構との役割分担の上にて、一体となった事業推進を図る。

・市町村には引き続き機構事業の業務委託を促していくとともに、市町村、農業委員会及び JA・土地改良区等農業団体と緊密に連携し機構事業を実施する。

特に、農業委員会は農地利用の最適化を行うことが必須業務化されたことから、より密接に連携するものとする。

④ 重点対象地区

大阪府と協議し、特に早期の取り組みが求められる地区を平成 29 年度重点対象地区として指定し、大阪府や市町村とともに機構事業の活用に向けて、地域へ働きかけを行う。

(2) その他の農地貸借事業

機構事業を活用できない農業振興地域以外の農地についても、大阪府や市町村と連携し、貸借にかかる手続きの支援を行う。

また、旧農地保有合理化事業により貸借している農地の管理業務を行う。

(3) 就農支援事業

機構事業を進める中で、担い手が不足している地域に対し、主力となる農業者の就農を進めることが求められている。

機構は、これまで特例子会社（障がい者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障がい者の雇用に特別の配慮をした子会社）や、新たに農業参入しようとする企業等からの相談に対し、指導助言を行い農地の貸借に結びつけてきた。

こうした機構が有する経験やネットワークをもとに、地域の農業の担い手として法人化が有力な手法の一つであることから、平成 29 年度は新たに、法人化の研究を行う。

事業の実施にあたっては、ハートフルアグリをはじめとする大阪府の施策はもとより、大阪府、JA グループ大阪、一般社団法人大阪府農業会議、当公社等で構成する「大阪府農の成長産業化推進会議」と連携し、主力となる農業者や新規就農者の育成・確保に向け、農地の貸借に結び付けていく。

(4) 荒廃農地解消事業

機構は、受け手が円滑に営農できる環境を整えるため、市からの補助金を受け、遊休農地の草刈り等を行う荒廃農地解消事業を、機構事業による貸借とあわせて実施していく。